

宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和元年9月3日(火)
午前10時から審議終了まで
場 所 県庁8号館4階第一会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) (仮称)ドラッグコスモス木花店の新設に係る届出について
- (2) ドラッグコスモス蓑原店の変更に係る届出について
- (3) ドラッグコスモス郡元店の変更に係る届出について
- (4) ドラッグコスモス沖水店の変更に係る届出について

4 その他

5 閉 会

令和元年度 第3回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和元年9月3日(火)
午前10時から正午まで

出 席 金谷委員、川添委員、関戸委員、
高橋委員、小島委員、相馬委員

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) (仮称)ドラッグコスモス木花店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 宮崎市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

A委員 既存店の増床であり、変化したところはバックヤードの増床と小売り面積部分の増加及び駐輪場の増加でよいか。

事務局 はい。

E委員 届出書19ページ、夜間の荷さばき車両走行音の根拠となる数値について、ASJモデル2013を使用して83.2dBとあるが、この数値の根拠に疑問がある。一般車両走行音の82dBは問題ないと思うが、この83.2dBという数値は誤った計算をされているのではないか。荷さばき車両の騒音評価値が全体的に8dBほど低いと見受けられる。この83.2dBという数値に誤りがないか確認してほしい。

また、これに関連して、届出書20ページについても規制基準値50dBに対して、結果としてぎりぎり基準値を満たしている内容で評価されている。このような点からも、疑義が無いような形に整えて再提出してほしいと考えている。

事務局 確認の点については、先ほど個別に委員から確認依頼を受け、コンサルタントに連絡しているところである。届出書19ページの荷さばき車両走行音83.2dBを音響パワーレベルとして使用しているのか、音響パワーレベルとして使用しているならば使用自体に問題がないかについて、過去に受け付けている届出や国の指針・騒音の手引き等を確認しながら検討する。委員にもご報告とご相談をさせていただく。そして、問題があるようであればコンサル側に資料の修正及び再提出を依頼するよう対応したい。

E委員 お願いします。また、騒音の手引き等に記載されている基準を使用しない騒音について、例えば衝撃騒音など実測値を使用するものがある。衝撃騒音については、実測値を使用すること自体は問題ないが、今回の評価ではぎりぎり基準値を満たしている結果となっている。このため、類似例実測という騒音レベルの根拠が、どのような店舗でどのように実測された

のかしっかり示してもらおうことが大事だと思う。類似例実測という説明だけで騒音レベルの根拠にされるのはどうかと思う。

事務局

ご指摘いただきましたとおり、衝撃騒音の騒音レベルについては騒音の手引き等に基準値が定められていないことから、各コンサルタントで類似店舗等で実測を行い、その数値を根拠に評価を行っている。この点について、今後は実測値を使用する場合はどの店舗でどのように実測を行ったかの説明を求めていくこととしたい。

他のコンサルタントが提出している他店の届出の実測騒音値と比較したところ、騒音レベルにそこまで違いはなく、どちらかというところコスモス木花店で使用している騒音レベルの方が高かった。よって、規制基準値内におさめるために実測値根拠になにかしら手を加えているというようなことはないと思う。

E委員

夜間の騒音の評価をする際に、発生する騒音源については一義的に評価をしてもらって、その上で騒音評価の結果を受けて、アイドリングの禁止やバックブザー音のカットなどのソフト面の対策が出てくると思う。そもそもアイドリングやバックブザーは禁止するから評価しなかったとするのではなく、最初はきちんと評価を行い、その上でバックブザー音やアイドリング音などが基準値を超える場合は、禁止するなどの対策を行うことを表記してほしい。

事務局

現在の届出では、夜間のアイドリング禁止やバックブザー音のカットを行う場合は、夜間に当該騒音が発生しないということで評価にあがってこない。今後、これらの騒音評価方法については検討したい。

A委員

騒音レベルの根拠について再確認するという点については、審議会としての判断を留保せざるを得ないと思う。

E委員

数値の算出の方法及びプロセスについては、そこまでややこしいものではないので、コンサルに確認すれば内容がわかると思う。ただし、仮にコンサルが数値を勘違い等で誤って使用しており、騒音評価が基準値を超えていた場合に審議会としてどのように判断するのか、私個人では判断できない。

事務局

まだ日程調整していないが次回の審議会を10月に予定している。当該店舗は11月8日が（届出から8か月後）店舗新設日となるため、騒音資料について再確認後、10月審議会に再度かけることが可能である。

A委員

では、この騒音の確認事項については次回の審議会でも取り扱うため保留として、本日はその他の論点を審議し、次回は騒音の点についてのみ審議することよろしいか。

全委員

（異議なし。）

A委員

ではそのように取り扱う。

その他の点について、1点確認させてほしい。事前配付資料21ページ、荷さばき作業の騒音対策の荷さばき車両の走行経路について、もう少し具体的に教えてほしい。

事務局

出入口が県道側に2カ所あり、夜間の荷さばき車両の走行経路は出入口No.1を使用することとしている。理由として、出入口No.1、No.2のどちらかを荷さばき車両が走行経路として使用すると想定した場合、出入口No.2を使用した場合の方が近接する住居側への騒音の影響が大きいと評価した。よって、より騒音影響の少ない出入口No.1を使用するという内容の記載である。

F 委員	カラー立面図を配布いただき、ありがとうございます。この立面図に増床部分が記載されていないように見受けられる。
事務局	カラー立面図の提出をコンサルに依頼したが、今回の増床工事に伴う届出関係で増床後のカラー立面図の作成予定がないとのこと。参考までに増床前の立面図を提出してもらった。色彩等については、配布している既存店のものから変更はないと説明を受けている。
F 委員	増床部分もピンクにするのか。今回は増築になるため景観等の届出が必要になるのではないか。カラー立面図を作成してないのか。
事務局	増床後の立面図は作成予定がないという回答であったため、景観の届出等のために作成する必要がないと理解していた。増床部分の色彩を含めて、コンサルを通じてもう一度確認する。
A 委員	他に何か意見、質問等はないか。 意見がないようなので、当該店舗の審議は終了する。 騒音の点について、次回の審議会で審議を行う。

(2) ドラッグコスモス蓑原店の変更に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 都城市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A 委員	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
A 委員	1点確認させていただきたい。地元説明会において、周辺住民の方のアイドリング問題に対する意見への対応策として第2駐車場をどのように制限するというのか。
事務局	第2駐車場を夜間閉鎖するということはもちろんだが、アイドリングについては昼間に生じる問題でもあるため従業員車両を住居近くの駐車場に駐車することで調整しているとの報告を受けている。
C 委員	今回、夜間の最大値予測が基準値を超えたということだが、これは今回の変更による影響なのか。
事務局	今回の変更により、10時から10時30分の夜間の時間帯の騒音が新たに発生したことによるものである。
C 委員	説明会における住民の方からの意見「荷さばき作業音について」などは、今回の変更に係る事項についてのものか。
事務局	「作業が荒い業者がいる」という発言内容から、変更に係る意見というよりは、日頃感じ

ている意見を述べられたのではないかと思う。

E委員 地元説明会の時の住民意見に対してはソフト面の対策などを図るという説明があった。届出において、駐車場内の車両走行音を抑制するために10km/hで走らせるといったことなど、対策が色々と挙げられているが、来客者が自主的に徐行運転をするのか、来客者に伝える術はどのようにするかなど誰がその実効性を担保できるのか疑問がある。少なくとも、設置者側に、配慮すべき事項として日々の意識、監視・見守りの意識、がなければ実効性はない。届出書に記載した対策がその時ばかりのものとならないように、設置者が配慮すべき事項、意識がけについて、届出書を受け取る時に設置者側にぜひ話をさせていただきたい。

事務局 委員のおっしゃるとおり、実際に届出書の内容どおり対策を行っているかこちらの目が行き届かないこともあるが、今回の案件のように徐行運転を促す看板を設置するなど物理的な対策まで話が及んでいけば、こちらとしても良しとせざるを得ない。騒音に注意することは留意事項としても毎回通知しているところではあるが、届出書を受け付けるに当たり、届出書の内容を遵守することや設置者が配慮すべき事項、意識がけについては、これまで以上に説明を行っていききたい。

A委員 E委員のご指摘の点については、毎回この議論を繰り返しているが、今回の届出者は三井住友ファイナンス&リース株式会社で、小売業者はコスモス薬品であり、それぞれの意志に乖離があるのではないかと思われる。この後の2件も含めて、営業時間を10時までで延長することにより自動車走行音で規制値を超過しているということをドラッグコスモスに自覚していただかなければならない。ここ1、2年、早朝開店深夜閉店の動きが進んでいるので、設置者、小売業者に明確な自覚を持っていただかないといけない。

A委員 アイドリングについて、夜間にコンビニなどを見ると、アイドリングして買い物を済ませる車は半数以上ある。中には子どもを残したままの車もある。アイドリング対策は一審議会を超えて、国民生活のあり方への警鐘として県の対応策を考えなければいけない時期に来ていると思う。

F委員 順次、遮音壁を設置していくというような動きはないのか。高い遮音壁を設置すればポイ捨ても防げるのではないかと思う。

事務局 規制値を満足している地点についてこちらから遮音壁を設置するように指導することができるかという点については、今回の案件においては、規制値を超過しているA地点については、道路を挟んだ向かい側であり、道路沿いに遮音壁を設置してしまうと（出入口からの見通しを阻害してしまうことにもなり）安全面から設置が難しいと考えている。例えば、店舗に隣接する住宅があり、設備機器が近接している場合は、基準値を満たさない場合は、遮音壁の設置ができないか調整を行うことになるが、今回の案件においては遮音壁の設置という対策は取られなかったことというところで届出を受け付けている。

F委員 車両走行音の抑制、ごみのポイ捨ての抑制という面で、緑化するために店舗敷地を内側に後退させることで、防ぐことができることもあると思う。

A委員 変更後の図面において、第2駐車場の南側の窪んだ部分に駐車場が新たに3台確保されている。ここは停めにくいのではないか。あえてこの場所に変更することを事前に回避するよう調整できなかったのかと思う。

事務局 レイアウト変更は届出事項ではないが、恐らく、変更前の図面において、荷さばき施設に入庫する搬出入車両と来客車両が交錯するようなレイアウトであったため第2駐車場に第1

駐車場で確保していた台数を一部移動させたと思われる。

A委員 よりによって、住宅に1番近い場所に駐車枠が移動している。

事務局 この店舗については、指針値以上に駐車台数を確保しており、従業員駐車場も一部兼ねている。先ほどご説明したとおり、住宅からアイドリング車に対するご意見があり、対応策として従業員車両を駐車することで調整しているため、ここ付近に従業員駐車場が駐車することになる。

A委員 従業員駐車場は住宅付近に駐車させるということで調整されるというところで議論を進めてよいか。

事務局 隣接する住居近くに従業員車両を駐車することについては調整済みということで報告を受けている。

A委員 他に何か意見、質問等はないか。

意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。

事務局 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。

それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。

全委員 （異議なし。）

A委員 それでは、そのように知事に答申することとする。
ありがとうございました。

(3) ドラッグコスモス郡元店の変更に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 都城市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員 事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。

E委員 夜間の最大値について、境界上で基準値を超過していて、最予測地点がB地点とC地点となっているのはなぜか。d方向での再予測はないのか。

事務局 d方向は事業所が立地しており、近接する住居がないため、再予測地点を設定していない。

B委員 b方向の超過で、BとC地点、2地点で再予測しているということか。なぜ2地点なのか。

事務局 b方向については、騒音の影響を受ける地点、2地点をコンサル側が設定し、届出がなされている。

A委員	c方向側には設定せず、b方向の近接住宅としてB、C地点が設定されているということか。
事務局	はい。
A委員	夜間の最大値について、境界上で超過し再予測において基準値を満足しているということだが、これまでのやりとりにおいて、車両走行音の抑制に係る対策・工夫は検討されていないのか。
事務局	出入口において一旦停止の表示による減速や、より騒音の影響を与えない従業員駐車場の配置などは検討されていると考えている。
F委員	屋外照明等について記載がないが、変更の届出の場合は、変更に係る部分のみ届出を行えばいいという理解でよいか。
事務局	はい。
E委員	先ほどと同じ質問になるが、夜間の最大値について、境界上で基準値を超過していて、最予測地点がB地点とC地点となっているのはなぜか。
事務局	原則はb方向で超過していれば、B地点のみの再予測である。今回は、B地点のみだと駐車場の南側出口からの騒音の影響をより受ける地点があるのではないかとということもあり、プラスアルファとしてC地点を設定している。
A委員	他に何か意見、質問等はないか。
	意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。
全委員	（異議なし。）
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

(4) ドラッグコスモス沖水店の変更に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明
- ② 地元説明会の状況
- ③ 都城市からの意見説明
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告
- ⑤ 質疑及び審議

A委員	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
-----	----------------------------

- A委員 確認だが、第2駐車場の表道路沿いとg方向にはガードがあるが、第1駐車場と第2駐車場の間には、そのような障壁がないということか。C地点住居側は住居のブロック塀であり、a方向には白いガードがあるということか。白いガードは遮音壁ではないということか。
- 事務局 はい。
- A委員 第2駐車場の直角の箇所は、第1駐車場と同様に午後9時以降はコーンを設置するのか。
- 事務局 当該箇所については、金属性のポールが地中に埋まっており、それを引き上げることで駐車場の利用制限を行う。
- A委員 第2駐車場の南西2列分の利用制限を行うということか。
- 事務局 はい。
- G委員 荷さばき施設が住居のすぐ近くにある。変更により荷さばき作業が朝6時に行われることになる。住宅に対する遮音壁を設置すべきではないか。何も言われなから設置しないようにも見える。
- 事務局 朝6時ではあるが、昼間の時間帯となり、昼間の騒音に係る基準値は満足している状況にある。瞬間の音は確かにあるかもしれないが、大規模小売店舗法における基準値は満たしているということで届出を受理している。
- F委員 シャッター音などは騒音予測には入らないのか。
- 事務局 それぞれの音が予測に入ってはくるが、等価騒音については、瞬間的な音ではなく恒常的な音として測定するため、瞬間的に感じる音よりは弱めの予測値になる。
- E委員 瞬間的に発生するエネルギーを一定時間で均した音になっている。
- F委員 都城はインターチェンジ側に街が移動してきている。これから住宅建設も増えていく。C地点近くの農地も住宅が建ってくると騒音対策は必要になる。店舗建設後に住宅が建った場合の対策も考えていかなければならない。
- 事務局 大規模小売店立地法上、届出した時点での状況で審査せざるを得ないと考えているが、将来住宅が建ちそうな場所についてどのように取り扱っていくか、今後検討は必要と考えている。
- A委員 この審議会において、後から住宅が建った場合の取扱いについて過去議論になっている。審議会がずっと抱えている課題である。それを事業者自身が自覚する必要がある。各案件の平等性もあるため同じ議論をしても仕方ない部分はあるが、重々意識していただきたい。
- G委員 書類でなくてもいいので、C地点の住宅への騒音の影響に関して審議会で意見が出て、できれば対策を検討してほしいと口頭でもいいので伝えてはどうか。言わないと、そういう意見もなかったことになってしまう。
- 事務局 C地点の住宅に対する対策ができないか、こちらから設置者側に申し伝える。
- A委員 もし留意事項に加える場合は、言っていただければ、対応する。

A委員	他に何か意見、質問等はないか。
	意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。
事務局	「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。
A委員	それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と）知事に答申してよろしいか。
全委員	（異議なし。）
A委員	それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

5 閉会